



SUPPORTING
CHINA
BUSINESS

LT CONSULTING GROUP

2011年2月10日

「LT会」会報第12-03号(総102号)

LTコンサルティンググループ

今期において、「求人難」と「企業所得税対策」の二つのテーマをめぐり、関連情報をご編集致しましたので、ご参考になればと思います。

(一) 春節明け恒例となった求人難

春節の休みが明け、今年も又例年通りの“求人難”が起きている。春節明けの求人難が初めて現れたのは2003年ごろで、最近はますますその傾向に拍車がかかっている。弊社の在蘇州の多数の顧客企業では、既に去年の11月頃から求人難の声が聞こえており、春節が明ければ状況が好転するのではと期待していたが、結局春節が明けても状況はあまり好転していないようだ。

元々広東省から始まった求人難は、今では華東・華北地域や内陸部にも波及している。これまで民工を出し続けてきた四川省でも、求人難の傾向が表われている。例えば成都市では、今年富士康（フォックスコン）が生産基地を建設し、数万人の求人が見込まれており、同市高新西区だけで40万人の求人があるという。成都のある人材紹介会社では、1人を紹介すれば1000元以上の仲介料が入るといふ。内陸部の求人増により、沿海地域の求人状況を更に厳しくなっている。例えば蘇州工業園区の一般労働者の賃金基準は平均3,000元前後が相場になっており、社会保険や住宅積立金の加入は言うに及ばず、勤続賞与を出す企業や、春節明けに同郷の仲間を一人紹介すれば500元の手当てを出すというところまでであるという。

1. 求人難の原因は？

中国社会科学院・人口と労働経済研究所の蔡昉所長らの研究によれば、中国がかつてのように無尽蔵の労働力を供給できる時代は既に終わったという。2004年頃から、中国の労働力需要全体の新規増加率は就業人口の新規増加率は上回っており、この傾向は年々拡大している。

2012年に入り中国経済全体の過熱状況が緩和されているにも関わらず、このような求人難が起きるのは、中国の労働力供給に構造的な問題があることを示している。専門家は、現在のように流動性が高く、脆弱な農民工の就業状況が安定するように、政府と企業が何らかの方策を採るべきだと指摘している。取材を通じて、農民工の就業状況は極めて流動性であり、転職率が高いことが確かめられた。多くの農民工は数ヶ月間単位で、より賃金の高い職へと転職する傾向が強い。農民工は同一企業に長期間定着しないことから、職業訓練を受け、企業が必要とする技能を身につける機会が乏しい。そのため、企業が募集する職種と応募する農民工の技能レベルが釣り合わず、需要と供給のミスマッチが発生している。



SUPPORTING
CHINA
BUSINESS

LT CONSULTING GROUP

北京大学光華管理学院の章嶢教授の研究によると、出稼ぎにより得られる収入とコストの関係で、35歳を過ぎた農民は出稼ぎに行くことを躊躇し始める。35歳以上の年齢層が出稼ぎに行きたがらなくなることも労働力の供給減の一因となっている。かつて労働力の供給が十分であった頃は、採用年齢の制限が厳しかった。東南沿海地域の製造業では、労働生産性を高める為に、求人条件は18歳から25歳までが一般的で、高くてもせいぜい30歳が上限とされた。しかし、今年の春節後の募集情報では、上限年齢は35歳程度までに引き上げられており、一部の清掃業や保安係などの職種では45歳までというものもあった。

2. 求人難には理性的に対処すべき

このような求人難が既に十年近く続いているので、政府と企業はもっと理性的にこの問題に対処する必要がある。

政府は、農民の労働力移転の脆弱性を認識するとともに、農民工と都市の間の溝を埋め、彼らが出稼ぎ先の都市において様々な社会の公共サービスを平等に受けられるような配慮が必要とされよう。2011年7月に社会保険法が正式施行されたものの、農民工全般に対する社会保障は不完全であり、各種社会保険への加入状況は都市住民の労働者に比べ極めて低い。また、企業に対する人件費のコスト上昇圧力が強まる中、政府は企業にとり重すぎる税負担を軽減する対策を採り、国民に利益を還元すべきであろう。

一方、昨年は中国全国で最低賃金基準が引き上げられたものの、多くの企業が採用条件には最低賃金すれすれの待遇を示している。これでは人材募集の最適時期が到来しても、思うように人が集まるはずがない。外資企業側としても「日々変わっている中国」を実感するように「中国農民工も日々変わっていること」を念頭に置いた人事施策を実践する必要がある。新世代の中国農民工の特徴を把握すること、仕事の積極性を見つけ出せる賃金体系を構築すること、一般ワーカーからでも社内でもステップアップ可能なキャリアパスを用意すること、技術トレーニングを実施すること等の施策を打ち出すことにより、企業に対する帰属意識を高めて行くことが極めて重要であろう。

<第一財經日報、新華ネット記事に基づき編集>

(二) 企業所得税対策について

国内のインフレ、人民元高に伴い、中国の企業のコストは日増しに高くなる一方である。多くの企業が何とかしてコスト削減を試みている。適切な納税対策を立て、納税負担を軽減させることは財務担当者の重要な任務である。

そこで、年次所得税計算期間に当たり、企業所得税の節税対策について述べてみた。



SUPPORTING
CHINA
BUSINESS

LT CONSULTING GROUP

1. 研究開発費対策

《企業所得税法》第三十条によれば、企業が新技術、新製品、新工法等の開発に要した経費支出は、企業所得税納税額の計算時に控除することが可能であるとある。また、《企業所得税実施条例》第九十五条でも、上述の控除は企業が新技術、新製品、新工法の研究開発費用とされ、未形成無形資産として当期損益に計上し、規定に従い実情に応じて、対象となる研究開発費の50%が控除される。既に無形資産を形成しているものについては、無形資産原価に150%を償却する。

上記の条文から、無形資産を形成しているか否かに関わらず、50%は控除できる。新技術、新製品、新工法の研究や試験を行う際には、常に企業内部で事業計画を立て、地元の経済委員会に事業計画を報告するのが望ましい。技術開発の成功不成功に関わらず、所得税減免の優遇を受けることができる。

2. 優遇税制対策

各種減免税政策を十分利用し、納税コストを節約するのは、大企業でも中小企業でも同じように考える節税テクニックだ。例えば、先端技術企業には15%の所得税優遇政策が採られている。

先端技術企業の資格申請には、単一の先端技術製品を先端技術分野に変え、企業が“自主的知的財産権の数量”を運用できる等の審査指標を臨機応変に活用することができる。中国内の企業にとって、これらはすべて優遇税制の条件緩和となる。先端技術企業の評価点は各指標の点数制度に従うため、企業は採用人員の学歴等、自らコントロールできる指標について、自社の管理対策を調整し、総合点をアップさせて、優遇税制の対象となるようにする。

3. 賃金給与対策

《企業所得税法》には、実際に発生した合理的賃金給与は、税引き前控除の対象とするとあり、即ち賃金については以前の控除限度額の制限をなくして全額控除されることとなった。また、労働組合経費(2%)、福利厚生費(14%)及び職業教育経費(2.5%)の控除限度額もそれぞれ引き上げられた。その内従業員の教育経費支出は、賃金総額の2.5%を越えない部分を控除でき、超える部分については次年度以降に繰り越して控除できる。

企業は上記三種類経費の税引き前控除限度額制度を十分に利用し、各費用の支出を全体的に配置し、できる限り企業所得税及び個人所得税を節約する。

めまぐるしく変わる中国の政策に伴い、企業も新しい税制環境に直面する中、納税対策を合理的、合法的に行うことによって節税効果も上がる。

添付資料一：江蘇省先端技術企業の最近4年間の統計表

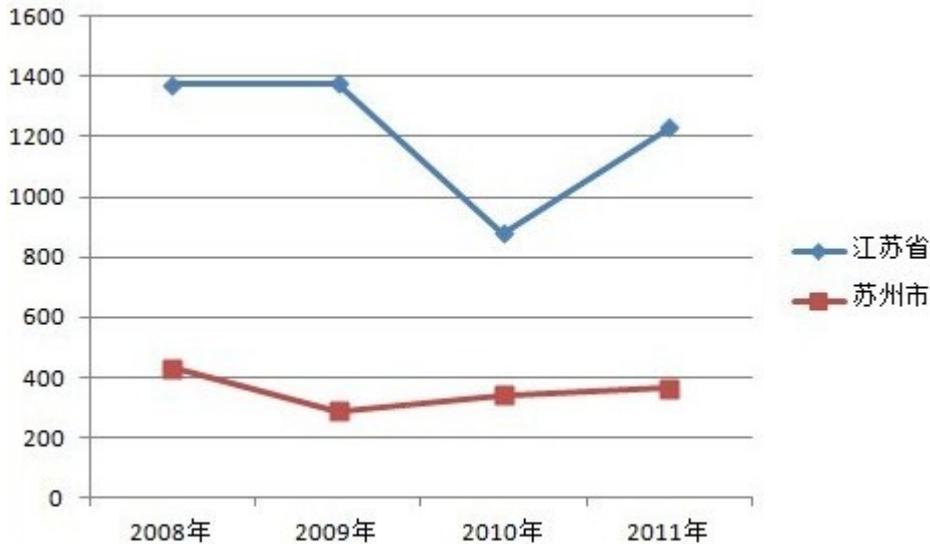
添付資料二：先端技術企業認定の専門家評価表——一部指標例示



SUPPORTING
CHINA
BUSINESS

LT CONSULTING GROUP

添付資料一：江蘇省先端技術企業の最近4年間の統計表



添付資料二：先端技術企業認定の専門家評価表——一部指標例示

1. 核心的自主知的財産権 (30 点)	得点：
<input type="checkbox"/> A. 6 件或いは發明特許 1 件 1~2 件	<input type="checkbox"/> B. 5 件
<input type="checkbox"/> C. 4 件	<input type="checkbox"/> D. 3 軒
<input type="checkbox"/> E. 1~2 件	<input type="checkbox"/> F. 0 件
2. 科学技術成果実用化能力 (30 点)	得点：
<input type="checkbox"/> A. 4 件以上	<input type="checkbox"/> B. 3~4 件
<input type="checkbox"/> C. 2~3 件	<input type="checkbox"/> D. 1~2 件
<input type="checkbox"/> E. 1 件	<input type="checkbox"/> F. 0 件
3. 研究開発組織管理水準 (20 点)	得点：
<input type="checkbox"/> A. 5 件共条件に合致	<input type="checkbox"/> B. 4 件が条件に合致
<input type="checkbox"/> C. 3 件が条件に合致	<input type="checkbox"/> D. 2 件が条件に合致
<input type="checkbox"/> E. 1 件が条件に合致	<input type="checkbox"/> F. いずれも条件に合致せず
4. 総資産及び売上額の成長指標 (20 点)	得点：
総資産増加率：	売上増加率：